

【アメリカ】ワシントン首都圏における公共交通の安全確保

海外立法情報課長 鈴木 滋

* ワシントン首都圏で頻発する地下鉄事故を受け、運輸省は、運行事業者であるワシントン首都圏公共交通局（WMATA）に対し、安全確保に向けた行政指導を強めている。

1 首都圏の交通網と地下鉄事故

ワシントン首都圏における地下鉄やバスなどの公共交通網（ワシントン・メトロと呼ばれる）は、ワシントン首都圏交通局（Washington Metropolitan Area Transit Authority: WMATA）によって担われている。ワシントン・メトロの運行区域は、首都であるワシントン D.C.のほか、隣接するヴァージニア州とメリーランド州に及び、1日当たりの平均乗客数（平日の場合）は、地下鉄で73万人、バスで46万5000人を数える。

ワシントン・メトロは、その運行規模・利用率から、米国でも屈指の公共交通網とみなされているが、近年、地下鉄の事故が頻発し、安全確保をめぐる課題に直面している。代表的な重大事故としては、2009年6月の電車衝突（乗客・乗員8名が死亡し、52名が負傷）や、2015年1月の電車内発煙（乗客1名が重体となり、90名以上が被害を被った）がある。最近に限っても、深刻な事態に至らなかったとはいえ、2016年4月から5月にかけて、20件の事故（そのうち14件は発火及び発煙）が起きたとされている。

2 WMATA に対する安全監督の枠組

事故の続発を受け、運輸省は、WMATA に対し、継続的に安全強化に係る行政指導を行ってきた。WMATA など、公共交通網を運行する事業者は、電車やバスの運行及び車両設備等について、運輸長官による安全監督を受けることとされており、同長官の監督権限（合衆国法典第49編第5329条で規定）は、運輸省の外局である連邦公共交通局（Federal Transit Administration: FTA）の長に委譲される（連邦規則第49編第1.91条で規定）。このため、WMATA に対する安全監督はFTAが担当し、安全検査などを行うが、鉄道の安全監督については、州も連邦規則により権限を与えられている（連邦規則第49編第659部）。ワシントン D.C.とヴァージニア州、メリーランド州は、この規定と相互の了解覚書に基づき、WMATA に対する州の安全監督機関として「州間監督委員会」（Tri-State Oversight Committee）を設置している。

3 FTA の行政指導と安全確保をめぐる動き

ここでは、FTA が WMATA に対して実施してきた、安全確保に係る行政指導について、最近の経緯を紹介する（このような行政指導は、上述の電車衝突事故（2009年）以降実施されてきたと見られるが、紙幅の関係上、時期は2015年以降に絞る）。FTA は、2015年3月から4月にかけて、WMATA に対する安全管理検査（safety management inspection）を実施し、同年6月17日、その結果を踏まえ、安全管理上の業務改善指針を「安全指令第15-1」

として発令した。「安全指令」(Safety Directive)とは、安全確保に係る業務改善措置等について、FTAがWMATAに対し、順次発出している指示のことである。同指令は、WMATAによる地下鉄の運行管理について、8つの評価分野から44件の問題点を挙げ、それらを改善するためとして、78件の是正項目を勧告した。同指令が挙げた勧告の主な内容は、以下のとおりである。

- ・ 鉄道運行を管制する部署の人員を増員すること
- ・ 鉄道運行管制員の業務資格について、年1度の再認証実施を徹底すること
- ・ 能力更新訓練(refresher training)を受けていない従業員に初期訓練を再度実施すること
- ・ 緊急事態対応に関して、対応手順や訓練の実施方法を見直すこと
- ・ 火災防止／人命防護システムの保守管理を徹底すること
- ・ トンネル内発煙事故の防止策として、ケーブルの強度試験や更新を行うこと
- ・ 事故調査プロセスを改善し、事故の構造的要因を特定できるものとする

FTAの指令発出を受け、WMATAは、勧告の内容に沿った業務改善計画(corrective action plan)をまとめ、2015年9月24日、FTAはこれを承認した。FTAのニュースリリースによると、勧告の過半は、2015年から2017年にかけて実施され、その他いくつかの実施は2019年に持ち越される見通しとなっている。

なお、前述の「州間監督委員会」については、以下のような動きも伝えられている。フォックス(Anthony Foxx)運輸長官は、2015年10月9日、同委員会はWMATAに対する監督機関として適切に機能していないとして、新たに州の実効的な監督機関が設置されるまで、当面、FTAが同委員会の権限を代行すると発表した(根拠は、前述の運輸長官による安全監督権限)。同年10月26日には、FTAが、ここでいう当面の措置について定めた「安全指令第16-1」を発令した。このようなケースでのFTAの権限代行については、その後、2015年12月4日に成立した「アメリカの陸上交通を確立する法律」(P.L.114-94: Fixing America's Surface Transportation Act)で、改めて規定されている。

その後もFTAはWMATAに対する行政指導を続けており、2016年5月7日、新たな指令として「安全指令第16-3」を発出した。同指令は、特に火災・発煙事故に焦点を当て、このような事故のリスクを軽減し、緊急事態即応計画に係る訓練を強化するため、必要な行動を速やかに実施するよう求めている。一方、WMATAも安全強化に向けた対策を打ち出しており、ヴィーデフェルド(Paul J. Wiedefeld)ゼネラルマネージャーは、同年5月、保守作業のため、同年6月から2017年3月までを実施期間とする、地下鉄の大規模な運行停止及び制限計画を発表した。その間の保守作業の実施については、第三者機関が検証するとされている。

参考文献(インターネット情報は2016年6月17日現在である。)

- ・ *Statement of Carolyn Flowers, Acting Administrator, Federal Transit Administration, Improving the Safety and Reliability of the Washington Metro*, May 24, 2016. <<https://www.transit.dot.gov/sites/fta.dot.gov/files/docs/FTA%20WMATA%20Safety%20Testimony%205-24-16.pdf>>
- ・ Melanie Zanona, Metro to shut down portions of subway in massive repair effort, *The Hill*, May 6, 2016. <<http://thehill.com/policy/transportation/279006-metro-to-shut-down-portions-of-subway-in-massive-repair-effort>>